

日本陸上競技連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jaaf.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2017年5月に、中期を2028年、長期を2040年とする中長期基本計画「JAAF VISION 2017」を策定。 「JAAF VISION 2017」で設定したミッションの具体的なアクションプランとして、2022年2月に中長期計画「JAAF REFORM」を策定。策定にあたっては、プロジェクトチームを立ち上げ、事務局においても全職員で取り組むべき事項としてディスカッションを重ねた。 「JAAF VISION 2017」の公表にあたっては、冊子を製作し関係各所に配布を行うと共に本連盟WEBサイトに掲載し広く一般に公開している。 JAAF VISION 2017： https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/jaaf-vision-2017.pdf 「JAAF REFORM」の公表にあたっては、冊子を製作し関係各所に配布を行うと共に本連盟WEBサイトに掲載し広く一般に公開している。JAAF REFORM： https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/reform_jp.pdf 「JAAF VISION 2017」の策定にあたっては、加盟団体連絡協議会を通じて加盟団体（47都道府県陸上競技協会）にヒアリングを実施。専務理事、関係委員会、事務局員からなるワークショップを経て、理事会に骨子を提案（2016年12月開催理事会）。評議員（2017年2月開催評議員懇談会）及び理事（2017年3月開催理事会）へ素案を配布し、2017年5月の理事会で完成品披露となる。また、中学生ブロック合宿、高体連全国合宿においてアンケートを実施し、中高生の陸上競技に対する目標やモチベーション、JAAFに関する知識・イメージ等の調査を実施した。 - 公認スポーツ指導者資格取得のための講習会において、「JAAF VISION 2017」及び「JAAF REFORM」の講義を行っている。	- JAAF VISION 2017 - JAAF REFORM 中長期計画 - 第40回理事会議事録 - 第42回理事会議事録 - 第70回理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化のビジョンとして「経営基盤安定と組織力強化に向けた基盤整備」を掲げた。2024年からの3年計画で人事評価・処遇制度整備の検討に入っている。具体的には、コミュニケーション重視の人事制度の導入と合わせ、効果的な人事運用を実現するための研修やインタビューを実施する。まず、現行制度の現状分析、コミュニケーション重視の人事制度とのフィットギャップの整理及び導入に向けたカスタマイズを行い、2025年3月までに、マネジメント層への研修、マネジメント層及び一般職員層へのインタビュー、マネジメント層向け人事制度の導入時研修、人事制度説明会、導入時研修を終わらせ、25年度は新しい人事評価制度での運用を始めている。 「JAAF VISION 2017」及び「JAAF REFORM」で掲げた理念実現のための具体的な事業戦略、及びパートナー企業との共創のための企画立案を行う事業戦略チームを外部専門人材を中心に2024年1月に編成し、マーケティング機能を強化している。 第15期（2025年度）事業方針・事業計画・収支予算： https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rikuren/disclosure/15project.pdf	- JAAF VISION 2017 - JAAF REFORM 中長期計画 - 第15期（2025年度）事業方針・事業計画・収支予算 - 第90回理事会議事録 - コミュニケーション重視の人事制度の導入、運用のご支援

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	- 事業年度ごとに事業計画書、収支予算書について理事会で協議、承認を行い、本連盟WEBサイトにおいて公開している。（https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/） 2022年2月に発表した中長期計画「JAAF REFORM」のコンテンツの一つである組織強化として「経営基盤安定と組織力強化に向けた基盤整備」を定めた。2024年度からはRIKUJO JAPAN事業を立ち上げ、パートナーと同じ目線に立ち協働して社会課題を解決していくプロジェクトを開始している。 - 収益構造の改善と安定した事業運営を図ることを一つの趣旨として、2020年9月開催の理事会において、新たな財源確保として登録料の設定を承認し、2021年4月から徴収している。2021年度は251,743千円（収益の14.2%）、2022年度は252,255千円（14.7%）、2023年度は255,440千円(14.0%)、2024年度は254,917千円（13.8%）となり、本連盟の収益の基軸の一つとすると共に、財政基盤の強化を図っている。 - 事業計画、収支予算の策定にあたっては、関係の役職員からヒアリングを行っている。また、外部コンサルティングに業務委託をし、職員とのディスカッションをはじめとする意見聴取を行い、役員においても意見を聞き、幅広く意見を募っている。	- JAAF REFORM 中長期計画 - 第15期（2025年度）事業方針・事業計画・収支予算 - 第90回理事会議事録 - 定款 - 経理規程 - 特定費用準備資金等取扱規程 - 日本陸上競技連盟 年間登録料の設定について - 日本陸上競技連盟 年間登録料の設定について（ご報告）
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2023年度の役員改選において、 外部理事は26.7%（8名）、女性理事は43.3%（13名）となり、目標割合にそれぞれ達した。また3名いる代表理事のうち1名が女性であり、業務執行理事においても1名の女性が務めた。 2025年度の役員改選において、 外部理事は25.0%（7名）、女性理事は50.0%（14名）となり、目標割合にそれぞれ達している。また3名いる代表理事のうち1名が女性であり、業務執行理事においても1名の女性が就任している。 - 理事の選任にあたっては、理事に求める14の資質要件を定めたスキルマトリックスを作成している。 2021年3月26日付で定款細則を変更し、理事の構成に女性理事の割合を定めた。	- 役員名簿 - 次期評議員候補者及び次期役員候補者のスキルマトリックス - 定款細則
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2023年6月改選時の外部評議員の割合が36.8%（7名）、女性評議員の割合が10.5%（2名）である。 なお、学識経験者として就任した者、地域・協力団体選出として就任した者に問わず、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者の高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体等との関係性に期待して選任したものでないことから、多くの加盟団体等を有するNFとしての性質上、外部評議員に該当するものとして整理していた。 12月の理事会にて外部評議員及び女性評議員の目標割合について承認される予定。	- 定款細則 - 評議員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	▪ 従来、強化委員会内の組織であったアスリート委員会を2023年度から専門委員会運営細則を改正し、専門委員会として位置づけ、アスリート委員会委員長は理事会に出席して所管事項について発言している。 ▪ 専門委員会となった2023年度以降のアスリート委員会の直近の活動は、以下を参照。 https://www.jaaf.or.jp/tag/?tag=%E3%82%A2%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%88%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A ▪ アスリート委員会の構成については、性別（男性8名、女性6名）、種目（トラック種目、フィールド種目、ロードレース種目それぞれから登用）等を配慮し、多様性を図っている。 ▪ 2019年9月以降、理事会で諮る日本代表選考要項に関しては、選考要項作成段階でアスリート委員会委員を招聘し、競技者側の観点からの意見も参考にしつつ、競技者にとってより明確な選考基準を作成することとしている。 ▪ 栄章及び年間表彰のアスレティックス・アワードの受章者選考にあたっては、栄章審査委員会委員の一人として、アスリート委員会委員長が参画している。 ▪ 2025年6月の役員改選にてアスリート委員長が理事に就任している。	▪ 専門委員会運営細則 ▪ アスリート委員会内規 ▪ アスリート委員会名簿 ▪ アスリート委員会議事録 ▪ 栄章審査委員会名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	▪ 現状、28名の理事により理事会を構成している。 ▪ 地域選出理事を一地域から複数名選出し加盟団体との連携や意思疎通を円滑に行う役割を担わせており、また、地域選出理事とのバランスから同数の学識経験者理事を選出している。 ▪ 理事会に上程する議案は、事前に常務理事会で検討しており、理事会において闊達な議論がなされている。	▪ 役員名簿 ▪ 専門委員会運営細則
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	▪ 定款細則により、役員は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならないとする規定を定めている。	▪ 定款細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	▪ 定款細則により、理事の在任期間の上限を設ける規定を定めている。	▪ 定款細則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 例外措置として、定款細則第12条第2項に以下の規定を定めている。 2. 理事在任期間が連続して5期に達する場合であっても、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合、当該理事は、連続5期を超えて更に2期の範囲内で在任することができるものとする。 （1）当該理事がワールドアスレティックスの役員である場合 （2）当該理事の実績等に鑑み、特に中長期計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情がある場合	▪ 役員名簿 ▪ 定款細則 ▪ 第83回理事会議事録
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	▪ 役員については、次期役員候補者選定委員会（2025年度の役員改選に関する委員会名称は、2025年度役員候補者選定委員会）を設置して検討しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。 ▪ 次期役員候補者選定委員会規則（2025年度の役員改選に関する委員会規則名称は、2025年度役員候補者選定委員会規則）に則り選出される同委員会のメンバーは、外部有識者や女性を含めて編成すると共に、同メンバーが役員候補者の対象とならない者としている。なお、メンバー6名全員が現職評議員及び役員ではない。 ▪ 次期役員候補者選定委員会規則（2025年度の役員改選に関する委員会規則名称は、2025年度役員候補者選定委員会規則）において、学識経験者、地域陸上競技協会からの推薦者、協力団体からの推薦者、すべての役員候補者案の策定を次期役員候補者選定委員会の議事としている。	▪ 定款細則 ▪ 2025年度役員候補者選定委員会規則 ▪ 2025年度役員候補者選定委員会名簿 ▪ 2025 年度役員候補者選定委員会開催録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	▪ 役員・指導者・競技者等は、「倫理に関するガイドライン」において、社会の範となるために、法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしないことを定めている。 ▪ 登録会員は、「登録会員規程」において、遵守事項を規定化しており、また、「登録会員処分規程」において、処分事由、処分の種類、処分の手続を定めている。 ▪ 職員は、「就業規則」において、サービスを規定化しており、違反した場合の懲戒の種類、懲戒の事由を定めている。	▪ 倫理に関するガイドライン ▪ 登録会員規程 ▪ 登録会員処分規程 ▪ 就業規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、定款細則、専門委員会運営細則、登録会員規程、理事会規則、常務理事会規則、経理規程、事務局規程を整備している。	- 定款 - 定款細則 - 専門委員会運営細則 - 登録会員規程 - 理事会規則 - 常務理事会規則 - 経理規程 - 事務局規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	文書管理規程、個人情報保護方針、危機管理規程を整備している。	- 文書管理規程 - 個人情報保護方針 - 危機管理規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	理事の報酬及び役員等の費用に関する規程、評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程、評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン、給与規程、退職金規程、職員旅費規程を整備している。	- 理事の報酬及び役員等の費用に関する規程 - 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程 - 評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程ガイドライン - 給与規程 - 退職金規程 - 職員旅費規程
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	特定費用準備資金等取扱規程、寄付金等取扱規程を整備している。	- 特定費用準備資金等取扱規程 - 寄付金等取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2） その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	- 新たな財源として登録料の設定が2020年9月開催の理事会において決定し、登録会員規程の改正を行い、規定化している。 - 定款及び定款細則において、加盟団体の加盟金に関する規定を定めている。 - スポンサーシップについては、規程を整備していないが、各スポンサーとそれぞれ協議の上、覚書・契約書等で内容を決めている。	- 定款 - 定款細則 - 登録会員規程 - 日本陸上競技連盟協賛企業各社

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	▪ 各国際競技会の代表選手選考にあたっては、競技会ごとに選考要項を策定している。各年度に開催する各競技会の日本代表選手選考要項は、WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/information 「代表選手派遣大会選考要項」を参照 ▪ オリンピック、世界選手権等の主要な国際競技会の選考要項は、理事会に諮り、策定し、WEBサイトにおいて公開している。 ▪ 強化競技者の権利については、強化競技者規程を定めている。 ▪ その他、競技者に係る規程として、日本代表選手等の肖像等に関する規程を定めている。 ▪ 代表選手選考要項は、理事会で選出された委員長、及び専務理事承認によって選ばれた委員で構成する強化委員会という合議体で策定しており、公平かつ合理的な過程で実施している。	▪ 代表選手派遣大会選考要項2024-2028 ▪ 第82回理事会議事録 ▪ 2025年度強化競技者規程 ▪ 日本代表選手等の肖像等に関する規程
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	▪ 審判員は、一定の能力があり、資格を取得した人より選定している。公認審判員資格を有した者が、名簿に登録され、競技会開催にあたっての審判員はその名簿から選ばれている。	▪ 公認審判員規程
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	▪ 法務については、弁護士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。（各種契約書類のリーガルチェック等。） ▪ 税務については、税理士との顧問契約を締結し、税務等の専門的な助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。 ▪ 職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。（毎月の給与計算、社会保険手続き等。） ▪ 職員の業務遂行上、必要に応じて法律知識を学ぶための外部研修を実施しており、法的調査の有無等を判断出来る程度の法的知識を有している。	▪ 法律顧問契約書 ▪ 顧問契約書 ▪ 業務委託契約書
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	▪ 倫理に関する関係諸規程の整備その他諸施策に関すること、登録会員の処分及び登録会員以外の倫理に反する行為に対する措置に関することを円滑に行うため、2018年10月に、倫理委員会を設置し、年に1回以上、定期的に開催している。2025年度は月に1回程度開催している。 ▪ 倫理委員会のメンバーには、2名の女性委員と共に2名の外部有識者を含んでいる。 ▪ 不定期ではあるが、委員会を開催し、倫理に関する諸整備を行っている。 ▪ 2025年8月20日第102回理事会にて、「JAAF人権ポリシー」および「JAAFインテグリティ行動指針」を制定した。	▪ 倫理委員会規程 ▪ 倫理委員会名簿 ▪ 倫理委員会開催録 ・ JAAF人権ポリシー ・ JAAFインテグリティ行動指針 ・ 第102回理事会議事録
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	▪ 倫理委員会は、弁護士、公認会計士、外部有識者等を含めて委員会を構成している。	▪ 倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度から、日本スポーツ仲裁機構のガバナンス・コンプライアンス研修講師派遣を利用し、毎年度、役職員向けのコンプライアンス研修を実施している。 2023年度の研修の様子は以下もWEBサイト参照。 https://www.jaaf.or.jp/news/article/19661/?tag=%E3%83%80%E3%82%A4%E3%83%90%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3 2024年度も同様に3月11日にオンラインを併用し、開催した。	コンプライアンス研修資料 ※2020年度、2021年度、2022年度の資料標題は、役員向けコンプライアンス研修となっているが、職員も受講している。
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年11月に発表した指導者養成指針において、「暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、豊かなスポーツ文化の創造や社会的価値の向上に貢献する。」ことを謳っている。JAAF公認スタートコーチ（JSPO公認陸上競技スタートコーチ）、JAAF公認ジュニアコーチ（日本スポーツ協会公認陸上競技コーチ1）、JAAF公認コーチ（日本スポーツ協会公認コーチ3）の養成講習会は、本指針に基づき行っている。また、指導者資格の復活については、オンライン講習を受講し、コーチングセッション（面談）を行った後、指導理念に関するレポートの提出を課している。 2023年4月に「2023年度強化指定選手・専任コーチ会議」を開催し、強化指定選手、選手専任コーチ等、強化委員会向けに、アンチドーピングにおける考え方、日本代表選手等に関する行動規範に基づくコンプライアンス教育を実施した。 2024年4月に「2024年度オリンピック対策カンファレンス」を開催し、強化指定選手、選手専任コーチ等、強化委員会向けに、アンチドーピングにおける考え方、日本代表選手等に関する行動規範に基づくコンプライアンス教育を実施した。 2025年4月に「2025年度強化指定選手・専任コーチカンファレンス」を開催し、強化指定選手、選手専任コーチ等、強化委員会向けに、アンチドーピングにおける考え方、日本代表選手等に関する行動規範に基づくコンプライアンス教育を実施した。	- 指導者養成指針 2023年度強化指定選手・選任コーチ会議資料 2024年度オリンピック対策カンファレンス資料 2025年度強化指定選手・選任コーチカンファレンス資料 - 日本代表選手等に関する行動規範

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	- 審判員を審判技術、経験年数、年齢等の条件に応じて、S級、A級、B級、C級に分類しているが、養成は加盟団体（都道府県陸上競技協会）に委ねており、1年に1回は開催される加盟団体の審判員講習会において、コンプライアンス研修を実施している。 - 本連盟が直接研修を行う審判員資格として、NTO（National Technical Official）、JTOs（Japan Technical Officials）及びJRWJs（Japan Race Walking Judges）があるが、この資格取得者は、加盟団体においてコンプライアンス研修を受けている。 2025年度は東京2025世界陸上を開催した。運営に当たった競技役員（NAR：NationalAthelticReferee）には全員に、WAが提供するセーフガーディングのe-ラーニングの受講を義務付けた。	2024年審判講習会資料 ・WAセーフガーディングeラーニング
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務については、弁護士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。財務会計については、公認会計士及び税理士との顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けると共に、懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。職員労務については、社会保険労務士との顧問契約を締結し、業務遂行の上で懸念等がある場合には、いつでも相談出来る体制を整えている。	- 法律顧問契約書 - 顧問契約書 - 顧問契約 - 業務委託契約書 - 監査契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	- 会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状況及び正味財産増減の状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 - 本連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしている者を監事として選任している。 - 公認会計士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けている他、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	- 定款 - 経理規程 - 特定費用準備資金等取扱規程 - 次期評議員候補者及び次期役員候補者のスキルマトリックス - 監査報告書 - 独立監査人の監査報告書 - 監事名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	▪ 日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会等の助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査を受けている。	▪ 令和7年度スポーツ振興基金助成金交付決定通知書 ▪ 令和7年度スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書 ▪ 令和7年度選手強化NF事業補助金交付決定通知書
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	▪ 法令で定められている法定備置書類（定款、役員名簿、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。 ▪ 事業・決算報告書ををはじめ、各種規程等をWEBサイトで公開している。 事業・決算報告書： https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/doc/ 各種規程等： https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/	▪ 定款 ▪ 役員名簿 ▪ 第15期事業方針・事業計画・収支予算書 ▪ 第14期事業・決算報告書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	▪ 日本代表選手選考要項等をWEBサイトで公開している。 2023年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/15943/ 2024年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/16334/ 2025年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/17671/ 2026年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/21242/ 2027年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/21243/ 2028年度代表選手派遣大会選考要項： https://www.jaaf.or.jp/news/article/21244/	
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	▪ 本連盟WEBサイトにおいて、各種情報の開示を行っている。 登録会員処分規程： https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/guidelines/05_syobun.pdf ▪ 2025年度のガバナンスコード遵守状況は2025年10月に公表。 https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/sports_organization_gcode25.pdf	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	- 契約について、重要・軽微を問わず、稟議決裁を経て締結を進めており、客観性・透明性を持って、慎重な検証を行っている。 - 利益相反を適切に管理するために、利益相反管理規程を定めている。 - 利益相反管理規程において、準利益相反取引（法律上、理事会承認を必要とまでしない取引）を規定し、利益相反管理委員会の承認を得ることを定めている。	- 利益相反管理規程 - 利益相反管理委員会規程 - 利益相反管理委員会名簿
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程の中において、利益相反ポリシーに含まれる細かい事項まで定めているが、関連団体との取引については特に利益相反の恐れが強いため、関連団体との取引についての利益相反取引管理規程運用基準をポリシーとして策定している。	関連団体との取引についての利益相反取引管理規程運用基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	- 倫理に関するガイドラインにおいて、セクハラ・暴力行為等に関する相談窓口を設置することを規定化しており、WEBサイトの通報フォームで受けている。WEBサイト： https://www.jaaf.or.jp/ethic/compliance.html - 相談窓口に寄せられる情報は、名誉やプライバシーを侵害することとなる可能性があるので、その取扱いには十分注意することを、倫理に関するガイドラインに定めている。 - 通報相談の運用（守秘義務、情報取扱い、不利益取扱いの禁止）に関する規程については2025年12月の理事会で承認される予定。 - 担当する職員には、外部機関のeラーニングでの研修を受けることの義務付を徹底している。 ワールドアスレティックス セーフガーディングの基礎知識 https://elearning.worldathletics.org/modules?courseID=2a021c3e-ea30-4ca4-b132-068293f046e8	倫理に関するガイドライン
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	2022年5月に、倫理委員会による検討の上、ハラスメント・暴力行為等相談窓口を再整備した。 2024年9月に、日本スポーツ法支援・研究センターと、①「ハラスメント・暴力行為等相談窓口」に寄せられた相談に関する、相談者へのヒアリング実施の有無についての意見答申業務（相談者への問い合わせ対応含む）、②相談者へのヒアリングを実施しない場合の、相談者への回答案の作成業務、③相談者へのヒアリングを実施する場合の、相談者への連絡、ヒアリングの実施及びヒアリング報告書の作成業務、を業務内容とする委託契約を締結し、相談窓口の充実を図った。通報制度の運用体制は、まず相談窓口相談が寄せられると、センターの担当弁護士と事務局が確認をし、内容を相談、精査し、対応案を倫理委員会に諮り、相談者への回答を行っている。	- 倫理に関するガイドライン - 通報制度の運用体制

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	▪ 登録会員処分規程において、処分対象者（第1条）、処分事由（第2条）、処分の種類（第3条）、処分に至るまでの手続（第9条乃至第12条以降）を定めている。 ▪ 登録会員処分規程において、処分対象者に対し、聴聞の機会（第14条）を与えることを定めている。 ▪ 登録会員処分規程において、処分の決定について、処分の理由、処分の内容、審査対象者及び代理人の氏名、決定の日、委員長の氏名等を記載した決定書での通知、及び不服申立の手続を定めている。 ▪ 2025年3月の第97回理事会にて登録会員処分規程を改正し不服申立に関する内容を追記した。 ▪ 関係規程をWEBサイトにおいて開示している。 WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/ ▪ 役員に向けては定款により解任、職員に関しては就業規則により懲戒処分が定められている。	▪ 定款 ▪ 登録会員処分規程 ▪ 就業規則 ▪ 不服申立委員会規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	▪ 倫理委員会は、弁護士、公認会計士、外部有識者等を含めて委員会を構成している。 ▪ 不服申立委員会は、弁護士、外部有識者等を含めて委員会を構成している。	▪ 倫理委員会名簿 ▪ 不服申立委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	2014年5月の理事会において、「公益財団法人日本陸上競技連盟の決定に対する競技者等の不服が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に申し立てられた場合には、同機構の定める規則に基づく仲裁により解決する」という「スポーツ仲裁に関する規則」を決議している。 WEBサイト https://www.jaaf.or.jp/about/rikuren/guidelines/ にて開示。 - 同規則において、申立は、日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づくとし、懲罰等に限らず、あらゆる決定を広く対象に含んでいる。 - 同規則において、申立期間等は日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づくこととしているため、申立期間について合理的ではない制限は設けていない。	- スポーツ仲裁に関する規則 - 第20回理事会議事録 - 登録会員処分規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法等を交付する。	- 登録会員処分規程 - 処分決定書送付について

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	■ 危機管理規程及びリスク管理の手引きを策定している。 ■ 本連盟に発生するあらゆるリスクについて、総合型リスク管理の考え方のもとに、3年計画の初期には本連盟固有の環境に則して優先順位をつけ、リスク管理体制を整備し、組織力向上のためのガバナンス強化と諸規程を整え、運用の浸透、定着、徹底を図ることとしている。次の段階では、本連盟で発生すると想定されるリスクについて、組織全体の視点から統合的、包括的、戦略的に把握及び評価、最適化し、時代の変化をとらえ、組織の価値最大化を図ることとしている。 ■ 不祥事対応の流れ（初動対応、内部対応、外部対応）、外部調査委員会の設置（役員が関与した組織ぐるみの不祥事や長期間に亘る不祥事の場合は設置すべき）について、リスク管理の手引きにおいて定めている。	■ 危機管理規程 ■ リスク管理の手引き ■ リスク管理体制の整備と運用 ーリスク管理整備計画ー
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	■ 過去4年間に於いて、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していないため、この項目は該当しない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	■ 過去4年間に於いて、本連盟不祥事による外部調査委員会は設置していないため、この項目は該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	▪ 定款及び定款細則において、加盟団体を都道府県を代表する都道府県陸上競技協会と定めている。 ▪ 定款及び定款細則に加盟団体との連携組織として加盟団体連絡協議会を定め、加盟団体との相互の連絡調整及び情報交換のために必要に応じて開催することとし、議事においては必要に応じて質問事項等を集めることとしている。 ▪ 加盟団体連絡協議会の他に、加盟団体に本連盟よりメールアドレスを付与し、活発にやりとりが出来る体制を構築している。 ▪ 2006年度より加盟団体及び地域陸上競技協会の運営を支援する目的で年間一定額の地域活性化助成金を交付している。 ▪ 加盟団体の法人化においては、本連盟より基本財産を拠出している。	▪ 定款 ▪ 定款細則 ▪ 加盟団体連絡協議会運営細則 ▪ 2023年度加盟団体連絡協議会資料 ▪ 2023年度加盟団体連絡協議会いただいたご意見への回答及び方針について ▪ 2025年度日本陸上競技連盟地域活性化助成金概要 ▪ 関連組織図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	▪ 前述の加盟団体連絡協議会の他、加盟団体とのコミュニケーションの充実、情報の共有を図るため、オンラインでのJAAFインフォメーションセッションを2020年8月より開催している。また、本セッションは加盟団体での女性の登用、活躍推進の場として、女性の出席を義務付け、継続して開催している。 ▪ 2024年4月から月2回のペースで、メールマガジン「ひといき日本陸連だより」を加盟団体・協力団体・地域陸上競技協会で活動されている方々、並びに評議員・理事・監事・専門委員長宛に配信している。配信コンテンツは、加盟団体・協力団体・地域陸協・委員会・評議員・理事・監事の方々からの情報、本連盟からの情報（中長期計画における取組、よく見られている公式サイトニュースページの紹介等）等としている。 ▪ 加盟団体や協力団体からの研修資料提供依頼に対応している。	▪ JAAFインフォメーションセッション開催案内・次第 ▪ メールマガジンひといき日本陸連だより